

矢作川漁業協同組合内共第 1 4 号第 5 種共同漁業権遊漁規則

漁業権者の名称：矢作川漁業協同組合

漁業権者の住所：愛知県豊田市平戸橋町波岩 8 7 番地

漁業権免許号：内共第 1 4 号

対象となる漁場：内共第 1 4 号第 5 種共同漁業権に係る漁場

1 遊漁についての制限の範囲

(1) 漁具、漁法の制限

- ①この漁場の区域内においては、竿釣、ガリ針、投網、刺網（地方名称「ちんから」をいう。）、にごりすき、捨針、うげ（長さ 1 メートル以下のものに限る。）及び引掛け以外の方法で遊漁をしてはならない。
- ②次の表のア欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれイ欄に掲げる規模の範囲内で、ウ欄に掲げる期間内でなければならない。

ア 漁具・漁法	イ 規 模	ウ 期 間
投網	網の全長 4 メートル以下、網目の大きさ 1 センチメートル以上	寿橋から両国橋下流 250 メートル地点まで、両国橋下流 1000 メートル地点から有平橋上流 150 メートル地点まで及び有平橋下流 600 メートル地点から笹戸発電所までは 9 月 16 日正午から 12 月 31 日まで。 両国橋下流 250 メートル地点から両国橋下流 1000 メートル地点まで、有平橋上流 150 メートル地点から有平橋下流 600 メートル地点まで及び笹戸発電所から百月ダムまでは 10 月 16 日正午から 12 月 31 日まで。
刺網	網の全長 30 メートル以下、網目の大きさ 1.5 センチメートル以上	百月ダムから阿摺ダムまで、犬伏川の御作橋下流から名古屋グリーン CC 入り口の橋まで、木瀬川の蔵戸橋下流から犬伏川合流点までは 9 月 21 日正午から 12 月 31 日までとする。 阿摺ダムから下流は年間を通じて禁止とする。
ガリ針 引掛け	—	待ちガリ及び横ガリ並びに引掛けは、寿橋から両国橋下流 250 メートル地点までは 9 月 16 日から 12 月 31 日まで、両国橋下流 250 メートル地点から両国橋下流 1000 メートル地点までは 10 月 16 日から 12 月 31 日まで、両国橋下流 1000 メートル地点から有平橋上流 150 メートル地点までは 9 月 16 日から 12 月 31 日まで、有平橋上流 150 メートル地点から有平橋下流 600 メートル地点までは 10 月 16 日から 12 月 31 日まで、有平橋下流 600 メートル地点から笹戸発電所までは 9 月 16 日から 12 月 31 日まで、笹戸発電所から百月ダムまでは 10 月 16 日から 12 月 31 日まで、百月ダムから阿摺ダムまで、犬伏川の御作橋下流から名古屋グリーン CC 入り口の橋まで、木瀬川の蔵戸橋下流から犬伏川合流点までは 9 月 21 日から 12 月 31 日までとする。 阿摺ダムから明治用水頭首工までは年間を通じて禁止とする。ただし、待ちガリに限り、広梅橋下流から越戸ダムまで、岩本川合流点から水管橋まで及び籠川合流点から安永川取水口までは 10 月 1 日から 12 月 31 日まで、籠川は伊保川合流点から東梅坪橋までは 6 月 15 日から 12 月 31 日までとする。明治用水頭首工から下流は、待ちガリは解禁の日から、横ガリ及び引掛けは 8 月 16 日から、それぞれ 12 月 31 日までとする。
にごりすき	網口径 80 センチメートル以下	9 月 16 日から 10 月 31 日まで

③あまごについては、竿釣によってする場合を除き遊漁をしてはならない。

④ガリ針及び引掛けによる遊漁は、あゆに限るものとする。

⑤次に掲げる漁法により水産動物を採捕してはならない。

- 一 水中に電流を通じてする漁法
- 二 びんづけ（セルロイド製、陶器製その他これらに類するものによる場合を含む。）
- 三 動力を利用する瀬干漁法
- 四 火光を利用して行う漁法
- 五 水中銃（発射装置を有する刺突具類であって、水中で使用するもの）

（２）遊漁期間

①次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれの右欄に掲げる期間内でなければならない。

魚種	期間
あゆ	寿橋から百月ダムまでは 5 月 11 日から 7 月 31 日までの期間内で組合が定めて公表する解禁の日から 12 月 31 日まで、百月ダム下流から天神橋までは 6 月 1 日から 7 月 31 日までの期間内で組合が定めて公表する解禁の日から 12 月 31 日まで
あまご	3 月 1 日以降で組合が定めて公表する解禁の日から 8 月 31 日まで
うなぎ	1 月 1 日から 10 月 31 日まで

② ①の公表は、組合事務所及び組合が指定する遊漁承認証取扱所に掲示するほか、組合のウェブサイトにて公表するものとする。

（３）禁止区域

①（２）の規定による期間内であっても、次の表のア欄に掲げる区域においては、それぞれイ欄の期間中、ウ欄に掲げる魚種を遊漁してはならない。

ア 区域	イ 期間	ウ 魚 種
明治用水頭首工の上流端の上流100メートルから同上流端の下流300メートルまで	1月1日から 12月31日まで	全魚種
越戸ダム、阿摺の各発電所ダム堰堤の上流端の上流100メートルから同下流端の下流200メートルまで		
笹戸発電所ダム堰堤の上流端の上流100メートルから同上流端の下流50メートルまで		
百月発電所ダム堰堤の上流端の上流100メートルから同上流端の下流500メートルまで		
明治用水頭首工の上流端の下流300メートルから、巴川左岸の合流点の下流約700メートルの旧名鉄線鉄橋跡まで	10月16日から 12月31日まで	あゆ

②各魚道の内部及び遡上口の周辺 10メートル以内において水産動植物を採捕してはならない。

(4) 全長制限

次の表の左欄に掲げる魚種について、右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。ただし、あゆについては8月16日以降はこの限りではない。

魚種	全長
あゆ	10センチメートル
あまご	15センチメートル
うなぎ	20センチメートル

2 遊漁料の額及びその納付の方法

(1) 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、①の場合において、あゆの遊漁料は、遊漁者が満20歳以下のものときは無料、肢体不自由者（4級以上の身体障害者手帳の所持者）のときは、①に掲げる額の二分の一に相当する額とし、(2)のただし書きに規定する方法により納付するときは、あゆについては1,000円、あまご及びうなぎについては500円を加算した額とする。

ただし、あゆの遊漁承認証であまご及びうなぎの遊漁ができる。

① 竿釣による遊漁の場合

魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料	
あゆ	竿釣	解禁の日から12月31日まで	1日	2,000円
			1年	12,000円
あまご		解禁の日から8月31日まで	1日	1,000円
うなぎ		1月1日から10月31日まで	1日	1,000円

② その他の場合

魚種	漁具・漁法	遊漁料	
あゆ	刺網、投網、にごりすき、引掛け	1日	5,000円
うなぎ	にごりすき、捨針及びうげ		1,500円

(2) 遊漁料は、組合の指定する遊漁承認証取扱所又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、竿釣による遊漁の場合には、当該遊漁をする場所において、漁場監視員に納付することができる。(1)-②その他の場合は、組合において納付しなければならない。

(3) (2)に規定する遊漁承認証取扱所は、組合の掲示板に掲示するほか、遊漁承認証取扱所に「遊漁証販売所」の旗の標札を掲げるものとする。

3 遊漁承認証に関する事項

(1) 組合は、遊漁の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（オンラインシステムにより発行されたものを含む。）を遊漁者に交付するものとする。

- | | |
|----------------|---------------|
| ①承認を受けた者の氏名、住所 | ②承認期間 |
| ③魚種 | ④漁具・漁法 |
| ⑤遊漁区域 | ⑥遊漁料の額 |
| ⑦注意事項 | ⑧その他参考となるべき事項 |
| ⑨発行者名 | |

(2) 遊漁承認証の交付は、2 - (2) に規定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。

(3) 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

4 遊漁に際し守るべき事項

(1) 遊漁者は、遊漁をする場合には遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときはこれを提示しなければならない。

(2) 遊漁者は、遊漁に際しては漁場監視員の指示に従わなければならない。

(3) 遊漁者は、遊漁に際しては相互に適当な距離を保ち、他の漁業者及び遊漁者に迷惑となる行為をしてはならない。

(4) 遊漁者は、組合が漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

(5) 遊漁者は、ゴミ等を持ち帰り、漁場一帯を美しくするよう努めなければならない。

5 漁場監視員に関する事項

(1) 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

(2) 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

①氏名

②有効期間

③注意事項

④その他必要な事項

⑤発行者名

6 違反者に対する措置に関する事項

組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しは行わないものとする。

7 遊漁規則の施行の日

令和 6 年 1 月 1 日